

## 提出意見及びこれに対する県の考え方

反映区分
A 改正案に反映しました。(ご意見の趣旨を既に案に記載している場合を含みます。)
B ご意見の趣旨等は既に規定しています。
C ご意見の趣旨は今後の取組の参考とします。
D 改正案に反映できません。
E その他(質問・感想など)

No	区分	意見要旨	反映区分	理由
1	便所	機能分散化に賛成です。 様々な人がトイレを使いやすくなるように取り組みを進めてください。	E その他(質問・感想など)	機能分散化を進め、誰もが使いやすい便所の整備を後押ししていきます。
2	便所	機能分散化したトイレを新設するのでしたら、利用者に何かあった時のために、人を呼べる装置(警備室等の外部に連絡がとれる装置)をつける努力規定や遵守規定がなければ、追加してほしいです。 例えば、既存のみんなのトイレには装置があり、新設された機能分散化トイレには装置がない、という状況にならないようにしてほしいです。 トイレ利用者に何かあった時に、携帯電話を持っていても、取り出して電話を使える状況ではない可能性があるからです。	C ご意見の趣旨は整備ガイドブックへの反映を含め今後の取組の参考とします	既存の「みんなのトイレ」では、整備ガイドブックにおいて緊急通報装置を設置が望ましい設備としており、機能分散化したトイレにおいても同様の規定を設ける予定です。
3	便所	LGBTQの方の中でも、身体と性自認が一致しないトランスジェンダーといわれる方の中には、周囲からの視線や指摘が気になる、どちらのトイレを利用すべきか悩む等トイレ利用について、悩みやストレスを抱える方も多いという現状があります。 現行の「みんなのトイレ」内の機能を車椅子使用者や異性介助、乳幼児連れ等に分散化することは、適正利用や利用者の競合防止にもつながり効果的であると考えますが、自分のジェンダーに合ったトイレを利用することができない方への対応についても検討をお願いいたします。	C ご意見の趣旨は整備ガイドブックへの反映を含め今後の取組の参考とします	整備ガイドブックにおいて、1以上の車椅子使用者用便房については、男女共用部に設けることが望ましい旨の位置付け及び整備にあたっての考え方や整備例などの記述の工夫を行う予定です。
4	施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条に示す移動等円滑化基本構想に従い、官民間わざ一体的・重点的にバリアフリー施策の推進を求めている中で、今回の一部改正で新たに位置づけることの対象が公共的施設に限定で本件の効果が最大限に発揮できないのではないかと考えております。そのため、民間も含めた対象の拡大の検討をお願いいたします。	C ご意見の趣旨は整備ガイドブックへの反映を含め今後の取組の参考とします	規則による実効性の担保の観点から、よりバリアフリー化への責務が大きい国等から努力義務を課すこととしています。 ただし、ご意見のとおり、民間事業者も含めた全ての施設で当事者が参画されることは望ましいものであるため、整備ガイドブックへの「望ましい水準」として位置付けを行う予定です。
5	施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画	関係者の参画方法につきまして、整備ガイドブック等により考え方や手続き等を示していただくことによって、本件に係る事務を円滑化に進めることができるものと考えておりますので、検討をお願いいたします。	C ご意見の趣旨は整備ガイドブックへの反映を含め今後の取組の参考とします	ご意見の趣旨は整備ガイドブックに反映する予定です。
6	便所	新しいトイレを設置する時は、車椅子の利用者等が、トイレの利用をスムーズにできるようトイレがどこにあるのかわかりやすくする、トイレの出入り口を施設の職員が見やすいようにしてトイレがどこにあるかわからず困っている人に声をかけやすくするといったことを、神奈川県が何らかの関わりを持つ建設設計画が出た時に、建設を計画している事業者に随時要望してください。	A 改正案に反映しました（趣旨を既に案に記載している場合を含みます）	整備基準案では、建築物又は敷地内に案内板を設け、便所の配置を表示することとしています。 更に、便所及び便房の出入口には個別機能を備えた便房等が設けられていることについて、わかりやすく表示することとしています。
7	便所	分散化すると面積が過大になるため、ただし書きの「～同等以上の機能を有すると認められる場合」について解説が欲しい。	C ご意見の趣旨は整備ガイドブックへの反映を含め今後の取組の参考とします	施設規模や利用者の態様等に応じ、望ましい便所・便房の構造は異なることが想定されるため、整備ガイドブックにおいて、整備にあたっての考え方や整備例などを記述する予定です。
8	便所	結局分散化されず、機能が集中した便房を設計することになりそう。	E その他(質問・感想など)	施設規模や利用者の態様等に応じ、望ましい便所・便房の構造は異なることが想定されるため、整備ガイドブックにおいて、整備にあたっての考え方や整備例などを記述する予定です。
9	施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画	市の事業として行う際、主管課が行う基本構想、公共建築課が行う基本設計・実施設計があるが、「施設計画段階」というのはどの段階を指すのか。都度聞き、意見を取り入れるようになると、設計が進みづらいことが予想される。	E その他(質問・感想など)	整備基準案にある「整備計画の策定等」とは、事業計画や計画・設計の一連の流れを想定しており、各段階を含みますが、一つ一つを区切ってその都度の意見聴取義務付けは想定していません。今後、整備ガイドブックにおいて、考え方や対応例について記述予定です。
10	施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画	整備基準をすべて満たすのだけでも大変であるのに、整備基準に落とし込めないような内容の要望があると工期内に設計を完了させるのが難しくなるのではないか。	E その他(質問・感想など)	聴取した要望の全てを整備計画に反映させることは困難なことは承知しており、最終的には立地条件、経済性、空間の効率性、工期なども勘案して整備計画を定めることになりますが、可能な限り利用者の意見等に配慮した検討をお願いします。
11	施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画	努力規定とはいえ、市で公共施設を整備する以上は義務に近いものになってしまふので、慎重に検討をするべき内容と思う。	E その他(質問・感想など)	聴取した要望の全てを整備計画に反映させることは困難なことは承知しており、最終的には立地条件、経済性、空間の効率性、工期なども勘案して整備計画を定めることになりますが、可能な限り利用者の意見等に配慮した検討をお願いします。

No	区分	意見要旨	反映区分	理由
12	施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画	<p>「施設計画段階からの障害者等その他の関係者の参画の努力規定」については追加を削除すべきだと思う。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいは多様な部位（耳が聞こえない、目が見えない、足が不自由など）に渡るため、いづれかの障がいをお持ちの方が参画すると意見の偏りが生じる可能性がある</li> <li>・多様な意見を集めるために、多様な部位で障がいを持つ人をまんべんなく参画していただくことは困難である</li> <li>・実際に、設計の際に障がい者団体（目が不自由な方々の団体）へのヒアリングを行ったが意見が点字ブロック、音声案内設備の充実などに終始してしまった</li> <li>・点字ブロックを充実させると、車椅子使用者などは段差などで不都合が生じる場合もあることを説明したが、この際には理解が得られなかった</li> <li>・こういった努力規定が追加されると、声が大きい人、団体が設計に対して都合よく意見を述べて収集がつかない事態が想定される（すべての人が満足できるような仕様づくりはできない）</li> <li>・バリアフリー基準と実際に参画していただいた障がいがある人の意見に齟齬が生じた場合にどちらを優先させるのか判断に困る可能性がある</li> </ul> <p>基準化出来ないから関係者を参画させろ、多様な人にヒアリングを行えというのは、聞こえは良いが、実際にやる方からすると横暴なだけに思える。 障がい者の方々の意見を聞くことは大事なことだと思うが、それよりもそれらの意見を集約し基準化することが大事だと思うので、このような現場任せの逃げの基準を作るのではなく、日頃から障がいを持つ方々と接点の多い福祉部局により現場が動きやすい明確な基準の作成をしていただきたいと切に思う。</p>	D 改正案への反映はできません	<p>建築物を安全かつ快適に利用するためには、利用者の特性や利用者ニーズを適切に把握し、これらを反映したバリアフリー対応を行うことが重要であることに鑑み、バリアフリー化への責務が大きい国等の公共的施設について、施設の整備計画の策定等への「障害者等その他の関係者」の参画を求ることとしたものです。</p> <p>なお、聴取した要望の全てを整備計画に反映させることは困難なことは承知しており、最終的には立地条件、経済性、空間の効率性、工期なども勘案して整備計画を定めることになりますが、可能な限り利用者の意見等に配慮した検討をお願いします。</p>